

浄化槽の法定検査は 使用されている方の義務です

● 浄化槽を使用している方へ ●

浄化槽の使用者には法律で次の3つが
義務付けられています。

それぞれ
異なる役割が
あります



埼玉県のマスコット
「コバトン」

保守点検

清掃

法定検査

※実施しないと罰則が適用される場合があります。

法定検査とは

● 定期検査（浄化槽法第11条第1項）

維持管理が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを確認する検査です。
毎年1回行わなければなりません。

★ 保守点検と法定検査の違い

保守点検 機器の点検・調整・修理、害虫の駆除や消毒薬の補充などを行います。

法定検査 設置状況や機能及び、浄化槽の使い方を含めた維持管理が適正に行われ、正常に機能しているかを確認し、総合判定を行います。
(合併処理浄化槽では、BOD^{※1}を測定します)

法定検査は、
ほくの健康診断。
毎年1回受けてね!



埼玉県のマスコット
「コバトン」

※1 BOD(生物化学的酸素要求量とは)…水中の有機物による汚濁の程度を示す指標で、有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素量。数値が低いほど有機物が少なく、汚れが少ないことを示す。

法定検査のお申し込みにも 代行制度をご利用下さい!!

代行制度とは

- 浄化槽管理者(使用者)に代わって保守点検業者や清掃業者が法定検査の申し込みを代行する制度です。(環境省関係浄化槽法施行規則第9条第2項)

※従来の浄化槽管理者が直接申し込む方法でも受け付けています。埼玉県知事指定検査機関にご連絡ください。

皆様に代わって、お手続きをします。ご連絡ください。

代 行 業 者 株式会社 神原興産
所 在 地 埼玉県川口市柳崎1丁目28-41
電 話 048-265-4482

検査手数料

(消費税非課税)

| 対象処理人員 | 定期検査(11条) |
|-----------|-----------|
| 10人槽以下 | 5,000円 |
| 11~20人槽 | 7,000円 |
| 21~50人槽 | 10,000円 |
| 51~300人槽 | 13,000円 |
| 301~500人槽 | 15,000円 |
| 501人槽以上 | 32,000円 |



埼玉県のマスコット
「コバトン」

浄化槽についての問い合わせは、下記にご連絡ください。

埼玉県知事指定検査機関

●社団法人 埼玉県浄化槽協会……………〒360-0841 熊谷市新堀915-10 Tel.048-533-4700 FAX048-533-4702

●社団法人 埼玉県環境検査研究協会…〒330-0855 さいたま市大宮区上小町1450番地11

Tel.048-649-5151 FAX048-649-5495

埼玉県環境部水環境課

●浄化槽普及促進担当…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 Tel.048-830-3083 FAX048-830-4773